

## 児童扶養手当

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

### ■受けられる方

父母の離婚などで父または母のいない児童や両親のいない児童など父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は児童が18歳に達した最初の3月31日までです。

### ■手当の対象となる児童

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める障害のある児童
- ・父または母が生死不明な児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

### ■支給制限（下記に該当する場合は、対象になりません。）

《児童が次のいずれかに該当するとき》

- ・日本国内に住所がないとき
- ・公的年金を受けることができるとき
- ・里親に委託されているとき
- ・児童福祉施設に入所しているとき
- ・父または母の配偶者に養育されているとき
- ・労働基準法の遺族補償を受けているとき

《父または母（または養育者）が次のいずれかに該当するとき》

- ・日本国内に住所がないとき
- ・公的年金（老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けているとき
- ・所得が一定額以上のとき

※ 詳しくは、牟岐町役場住民福祉課（TEL 72-3416）までお問い合わせください。

## 児童手当

児童手当を受給するには役場窓口で認定請求の手続きが必要です。（公務員のかたは勤務先に）

◆支給対象 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

### ◆支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

所得制限限度額（平成24年6月分の手当より）

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1



◆支給時期 原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

### 児童手当制度では、以下のルールを適用します。

- 1 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
- 2 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- 3 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
- 4 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- 5 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

※ 詳しくは、牟岐町役場住民福祉課（TEL 72-3416）までお問い合わせください。